

職員組合ニュース

〒606-8317 京都市左京区吉田本町 TEL: 761-8916 内線: 7615(本部地区) FAX: 751-8365 URL: <http://www.kyodai-union.gr.jp/> Email: office@adm.kyodai-union.org

賃
金
訴
訟

控訴審判決を受け 上告審に向けて

原告団長 高山 佳奈子



大阪高裁は7月13日に、京大事件において教職員側の控訴を棄却する判決を言い渡しました。判決は事実上、大学にとって、国からの賃下げ要請は「実質的にこれを拒む選択肢がなかった」（判決71頁）という理由のみで、賃下げの高度の必要性を肯定しました。

京大では、運営費交付金の減額に応じて賃下げを回避できる財源があったと認められましたが、判決は一審と同じく、財政的必要性が皆無でも賃下げができるとなりました。国からの要請を拒むと大学運営にいかなる支障が生じるのかは、裁判でも認定されていないどころか具体的に主張されてもいませんでした。団体交渉でも、大学法人側は、政府の要請を拒めないから賃下げを強行するとは一度も主張していません。松本総長から教職員に送られたメールも、復興財源の確保だけを名目としていました。しかし、2012年度に関する会計検査院の報告書によれば、復興財源として計上された予算のうち1兆3000億円もが被災地と

関係のないところに振り向けられていました。国立大学法人はおろか国家公務員の賃下げも不要だったのです。この事実を認めながら、判決は賃下げを違法とする理由として考慮しませんでした。労働者には、団体交渉において賃下げの理由を聞く権利もないということです。

国家公務員でさえ、特例法が制定されて初めて、賃下げの対象とされたのです。本来、人事院勧告と全く異なる内容の給与改定は認められないはずですが、当然のことながら、国は国・私立大学に賃下げを強制する権限を持ちません。法的根拠なく、国の要請だけで賃下げができるならば、民間労働法制の保護もないこととなります。こうした基本的人権の剥奪に対しては、さらに上告審で異を唱えて参ります。幸い、上告審には、109名が参加してくださることになりました。政府および大学法人の措置の違法性を、国内外の世論にも訴えていく予定です。

山極総長との あいさつ会見

労使の話合い重ねながら 京都大学をよりよい方向に

京大職組は2016年9月5日、山極壽一総長と懇談を行いました。これは組合の役員交代にともない、毎年恒例で実施されているものです。法人側から山極総長、清水理事、小山総務部長、横山人事課長、野田人事課長補佐、佐伯職員掛長が、職員組合から川島委員長、西牟田副委員長、高山副委員長、竹中副委員長、末益書記次長、栗山書記次長が出席しました。



会見後、握手を交わす山極総長と川島委員長

従 来の見解・伝統を変える大きな理由がない限り、変えない

双方の挨拶ののち、昨年からの継続の話題として、軍事研究の問題に対する京都大学の姿勢についての質問が川島委員長からなされました。これについて山極総長は、日本学術会議の検討委員会メンバーとしての思いも含め、自らの立場を詳しく説明しました。軍事研究を行わないとした1967年5月27日の部局長会議の申し合わせの効力についての竹中副委員長の確認に対し、山極総長は「軍事研究」の定義自体が揺らいでいると留保をつけたうえで、こう断言しました。「従来の見解、従来の伝統を変える大きな理由がない限り、変えない、というのが方針です。変えるときには非常に大きな理由があるだろう、変えないのだったら理由はいらない」。

労 使のコミュニケーションをより円滑にすべき重要性を確認

これに続き、長年の懸案事項になっている、労使関係の水準向上の方策について話し合われました。たとえば総長と職組の直接のチャンネルを開くことは可能か、との打診については、総長と職組が直接コンタクトを取るのとはオフィシャルな形では望ま

しくないだろうと山極総長は答えましたが、労使間の話し合いの場を増やし、コミュニケーションをより円滑なものにするべきことの重要性については双方異論なく、話し合いを重ねながら大学としてよりよい方向をめざしたいと山極総長は希望を述べました。

山 極総長、現場の声を「どんどん上げてほしい」

最後に、法人側と職組側が協力しつつ双方の利益になる制度を構築していくべき問題の一つとして、5年雇用のルールの見直しが話題になりました。川島委員長が図書係を例に、非常勤職員の具体的な仕事内容を紹介したうえで、その実態に「5年雇用のルールというものが絶望的に合っていない」との現場の声を伝えると、山極総長は、現場の声を「どんどん上げてほしい」と組合に対して要望しました。なお西牟田副委員長が5年雇用の例外的な延長に関し、財政面で「部局が責任を持つ」という仕組みが足枷になっているのではないかと、「経費の責任を本部が持つ」制度が必要だと指摘すると、山極総長は傾聴の姿勢を見せ、要望を上げてもらえたら「キチンと審議をします」と答えました。

職員組合、人勧などの賃金改善にかかる団交要求を提示

8月8日に人事院は政府と国会に対し、国家公務員の給与にかかる勧告を示しました。国立大学大学法人の教職員は国家公務員ではないため、国家公務員の給与にかかる法律には拘束されません。職員組合は大規模私立大学の給与水準も参照した独自賃金体系の確立を求めています。京大法人は依然と国家公務員給与のみに準拠する方針を崩していません。

このため職員組合は、人事院勧告を上回る給与改善と不利益となる手当減額を行わないことを求める団交要求を人事課に提示し、団体交渉に向けた調整に入りました。

山極氏、日本学術会議の委員会で「デュアル・ユース」に否定的見解

日本学術会議は戦後、科学研究と軍事や戦争にかかる2回の声明(1950年、1967年)を発し、「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」(67年)という姿勢をとってきました。しかし昨年度から、防衛省が「デュアル・ユース」と称して研究費公募を行うなど、軍事と学術が近接を見せています。こうした状況に鑑み、日本学術会議は、安全保障にかかわる事項と学術のあるべき関係について検討委員会を設けました。

同検討委員会委員で京都大学総長でもある山極壽一氏は、本年8月24日開催された同検討委員会で「デュアル・ユース」に対する否定的な見解を述べ、それを資料で提出しました。

日本学術会議 安全保障と学術に関する検討委員会

<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/anzenhosyo/anzenhosyo.html>

③

あなたも組合に!

お申し込み

FAX:075-751-8365
<http://join.kyodai-union.gr.jp>

ご記入頂いた事項は「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、組合活動情報のご提供、組合費徴収などの事務のために適切な取扱をいたします。

連絡先

京都大学職員組合 事務所
〒606-8317京都市左京区吉田本町
TEL:075-761-8916
FAX:075-751-8365
内線:7615(本部地区)
Email: office@adm.kyodai-union.org
URL: <http://www.kyodai-union.gr.jp>

京都大学職員組合 加入申込書

申込日 年 月 日

ふりがな 性別 生年月日

所属部局: 部署:

職種/職名: (例: 教員/准教授)

雇用形態: 常勤 有期雇用 時間雇用 再雇用 その他()

組合費: 給与控除(通常はこちら) 給与控除以外の徴収法を希望()

E-mail: @